

一般社団法人北海道薬剤師会
「北海道健康づくり支援薬局」認定制度運営要綱

1. 目的

この要綱は、一般社団法人北海道薬剤師会（以下、本会と言う。）が北海道からの委託を受けて実施する「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」における「北海道健康づくり支援薬局」認定制度の運営に関して必要な事項を定め、円滑有効に運営するためこの要綱を定める。

なお、「北海道健康づくり支援薬局」は、国から示されている「健康サポート薬局」へ発展できるものであり、「健康サポート薬局」の届出を行っている薬局の開設者から申請があれば、「北海道健康づくり支援薬局」として認めることとする。

2. 「北海道健康づくり支援薬局」

「北海道健康づくり支援薬局」は、地域に密着した総合的な健康情報拠点として、医薬品の適正使用に関する相談、在宅医療に関するアドバイスや介護要望に関するサポート、更に高齢者や要介護者の服薬管理を実践できる薬局を目指す姿とし、薬局により薬剤師から関連情報を入手でき、適切なアドバイスや在宅患者の服薬管理指導を受けられる薬局とする。

3. 運営協議会

本会は、認定制度を適正かつ円滑に運営するため運営協議会を設置する。

（1）委員

運営協議会の委員は、本会会長が次に掲げる者から委嘱し、任期は北海道薬剤師会の役員任期に準じる。

- 1) 北海道薬剤師会薬局部担当副会長・薬局業務委員会主担当理事・地域医療保健委員会主担当理事・社会保険委員会主担当理事
- 2) 北海道医師会から推薦された医師
- 3) 北海道保健福祉部から推薦された者
- 4) 見識者（消費者団体等）

（2）会議の開催

会議は、本会会長が招集し、会議の正・副委員長は委員の互選とする。また、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

（3）審議する事項

- 1) 認定の時期に関する事項
- 2) 認定基準に関する事項
- 3) 審査・認定に関する業務
- 4) 更新・取り消しに関する事項

- 5) 認定証の交付に関する事項
- 6) 制度活用に関する事項
- 7) 認定名簿の管理に関する業務
- 8) その他制度運営に関し必要な事項

4. 認定基準

認定の基準は次のとおりとし、認定の数は概ね中学校区に1～2薬局とする。

- (1) 在宅患者訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導の実績
- (2) 本会が指定した研修会の受講
- (3) 施設基準（薬局機能に関する整備状況）
- (4) その他、本会が必要に応じて定める事項

5. 認定業務

- (1) 認定を受けようとする薬局は、別紙（様式第1号）の認定申請書により、施設基準確認表（様式第2号）、（認定研修会）参加証明書及び在宅・居宅実績証明書を添えて、本会会長に申請する。
- (2) 本会は、薬局からの申請に基づき運営協議会において審査・認定し、北海道保健福祉部（以下、北海道と言う。）へ推薦する。北海道は、本会からの推薦に基づき審査・認定し、北海道及び本会から認定証を交付する。
- (3) 認定の変更及び取り消しについては、協議会における審議を経て会長が決定し、北海道保健福祉部へ報告する。
- (4) 認定の更新は、6年毎に別紙（様式第3号）の更新申請書により行う。

6. 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から6年間とする。

7. 申請事項の変更

- (1) 認定を受けた薬局は、次の事項を変更したときは、速やかに申請変更届（様式第4号）を本会に提出しなければならない。
 - ア. 薬局の名称
 - イ. 薬局の住所
 - ウ. 薬局の開設者
 - エ. 薬局の管理薬剤師
- (2) 申請変更を受理した本会は、認定証を書き換えた認定証を当該薬局に交付する。

8. 薬局の廃止及び認定の辞退

認定を受けた薬局は、薬局を廃止又は認定を辞退するときは、認定証を添えて廃止・辞退届（様式第5号）を本会に提出しなければならない。

9. 認定証の再交付

認定を受けた薬局は、認定証を破損又は紛失したときは、別に定める手数料を添えて再交付申請書（様式第6号）により認定証の再交付を申請することができる。

10. 様式

認定申請書（様式第1号）

施設基準確認表（様式第2号）

更新申請書（様式第3号）

申請変更届（様式第4号）

廃止・辞退届（様式第5号）

再交付申請書（様式第6号）

11. 制度の制定・改廃

この制度の制定・改廃については、本会理事会の議決を経て決定し、北海道保健福祉部へ報告する。

附則 この制度は、平成27年1月30日より実施する。

平成27年2月27日一部変更

平成29年6月12日一部変更

平成29年9月14日一部変更

平成30年9月26日一部変更

令和7年11月25日一部変更

（別表1）

認定証再交付手数料（1件）	5,000円
---------------	--------

北海道健康づくり支援薬局認定基準

認定の基準は次のとおりとし、認定の数は概ね中学校区に1～2薬局とする。

1. 在宅患者訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導の実績

2. 本会が指定した研修会の受講（3つ以上、うちe-ラーニングは2つまで）

- (1) 一般用医薬品の適正販売に関する研修会
- (2) 在宅医療に関する研修会
- (3) 在宅医療における医師や看護師など他職種連携に関する研修会
- (4) 健康相談・栄養指導等に関する研修会
- (5) 健康づくり支援薬局として知っておきたいことに関する研修会
- (6) 技能習得型研修（研修会A）：健康サポートのための多職種連携研修
- (7) 技能習得型研修（研修会B）：健康サポートのための薬剤師の対応研修
- (8) J-PALS e-ラーニング「認知症に対する理解とケアの基本」
- (9) J-PALS e-ラーニング「抗悪性腫瘍薬のハイリスク管理」
- (10) J-PALS e-ラーニング「薬局でのハイリスク薬管理の工夫～経口糖尿病薬を例に～」
- (11) 健康サポート薬局の知識習得型研修（e-ラーニング）

3. 施設基準（薬局機能に関する整備状況）

- (1) 開局状況
- (2) 基準項目 15項目
 - 1) 備蓄・供給
 - 2) 構造・設備
 - 3) 人的機能
 - 4) 薬学的管理
 - 5) 地域医療

4. その他、本会が必要に応じて定める事項